

津市設計業務委託等変更ガイドライン

令和6年6月

津 市

目 次

1	はじめに	1
	(1) 設計業務等の特性	
	(2) 発注者・受注者の留意事項	
2	設計図書の確認と手続	2
3	設計業務等の変更の対象となり得るケース	4
	(1) 基本事項	
	(2) 留意事項	
	(3) 設計変更の対象となり得る主な事項	
4	設計業務等の変更の対象とならないケース	12
	(1) 基本事項	
5	設計業務等の業務改善に向けた取り組み『ウィークリー・スタンス』	13
6	参考資料	14
	(1) 津市設計業務等委託契約約款の条項（抜粋）	
	(2) 三重県業務委託共通仕様書（抜粋）	

1 はじめに

適切な設計業務委託等を遂行するには、関係機関との協議など様々な過程を経て作成しなければならず、発注者と受注者の責任を明確にし、それぞれが役割を適切に果たすことが必要となり、発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者は業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足しなければなりません。しかしながら、当初に基本的な方針を示していても、様々な過程において履行条件が実際と相違するなどの事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合もあります。

したがって、より良い品質の成果品を作成するために発注者は、当初設計図書に適正な条件を明示するとともに発注者と受注者の責任を明確にしたうえで、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要であり、設計変更の内容は、受発注者の双方が合意したうえで契約を締結することが不可欠です。

また、公共工事の品質確保の推進に関する法律の一部が改正され、公共工事に関する調査等（設計、測量、地質調査その他の調査及び設計）の品質が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担っていることから、法律の対象に公共工事に関する調査等が位置付けされ、適切な設計変更が発注者の責務であることとされました。

本ガイドラインは、発注する設計業務委託等において、設計変更を行う際の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とします。

(1) 設計業務等の特性

設計業務委託等の成果品は多岐にわたる専門分野の知識や自然条件及び関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「設計業務等」とは、測量業務（用地測量業務含む）、地質調査業務、設計業務及び調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

- ① 発注者は、業務中の協議期間なども十分に考慮し、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- ② 発注者は、業務に必要な条件を明示した設計図書（（別冊の図面、仕様書）以下同じ。）を適切に作成する。また、必要に応じて、基本的な設計条

件、関係機関との調整が完了している事項等を条件に明示する。

- ③ 入札参加業者は、入札時点（設計図書等に関する質問）において、設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることができる。
- ④ 受注者は、設計業務委託等において、初回打合せ時に、事前に質問事項等を提出すること等により、設計思想の確認に努める。
- ⑤ 受発注者は、業務工程を共有し、速やかかつ適切な回答に努める。
- ⑥ 受発注者は、設計業務において、ワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、品質を確保しつつ、業務を円滑かつ効率的に進めるために、受発注者間相互の業務に取り組む目標を定めることとした『ウィークリー・スタンス』に取り組み、計画的な業務の履行に努める。
- ⑦ 受発注者は、設計業務委託等において、現場の施工条件等を設計に適切に反映させるために受発注者合同の現地踏査が有効な場合は、合同現地踏査を実施する。
- ⑧ 受発注者は、現地踏査や合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- ⑨ 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、契約変更の有無を確認したうえで業務を進める。

2 設計図書の確認と手続

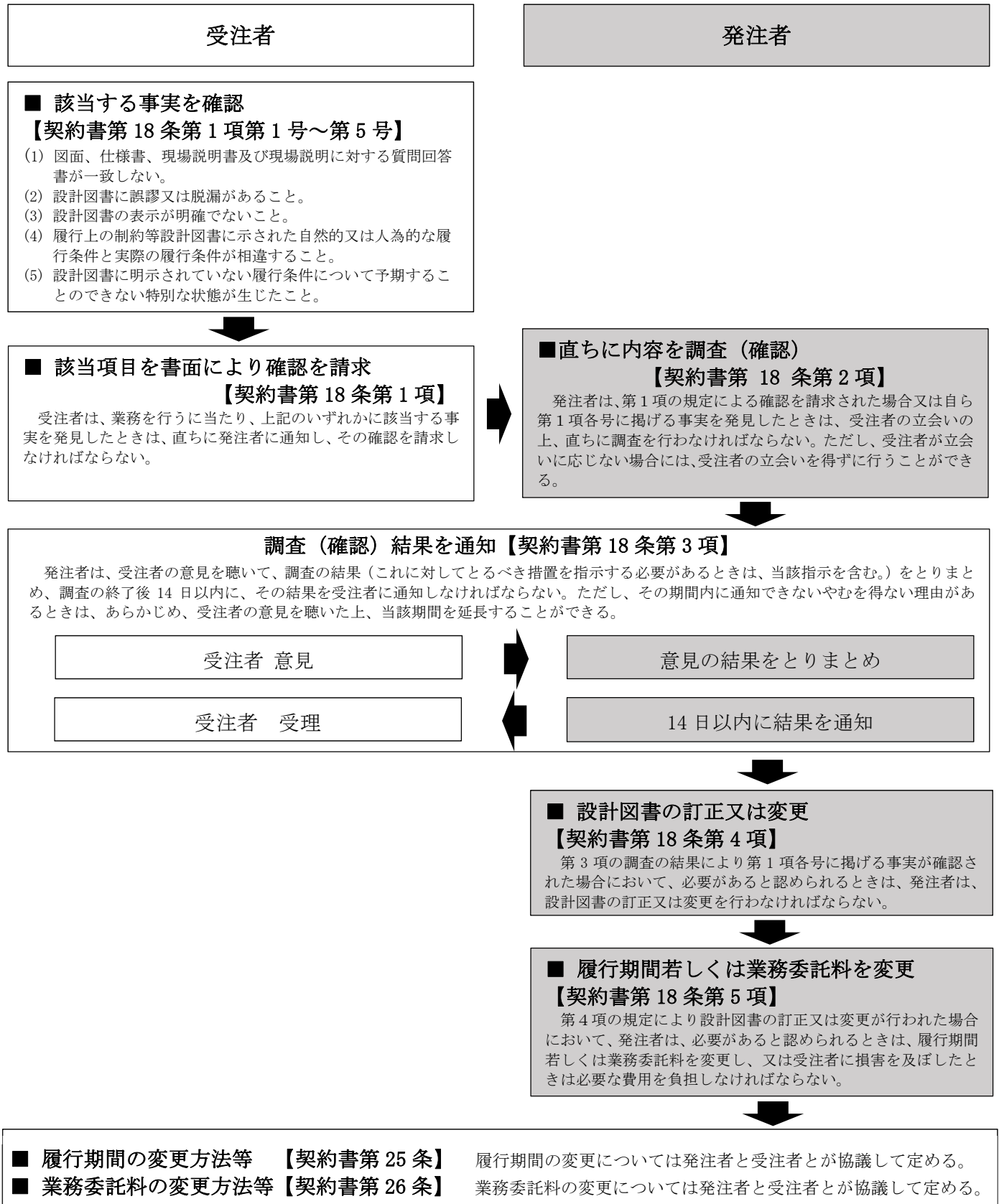
津市設計業務等委託契約約款（以下「契約書」という。）第 18 条では、受注者は、業務実施に当たり、同条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならないとされている。

また、三重県業務委託共通仕様書（以下「共仕」という。）では、受注者は、業務を行うに当たり、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならないとされている。（設計業務等第 1105 条、測量業務第 107 条、地質・土質調査業務第 106 条）

契約書第 18 条第 1 項の各号の内容や設計図書の点検の範囲については、「3 設計業務等の設計変更の対象となり得るケース」の中で解説しており、設計変更においては、受発注者協議のもと、契約書に則って手続を進めることが必要である。

契約書第 18 条第 1 項の規定に基づく設計について、【設計業務委託等の変更の手続きフロー】を次頁に示す。

【設計業務委託等の変更の手続フロー】



3 設計業務委託等の変更対象となり得るケース

(1) 基本事項

下記のような場合において、設計図書の変更が可能とする。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
- ② 所定の手続（契約書第 18 条～第 26 条、共仕第 1121 条～第 1124 条等）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
- ③ 設計の基準となる、示方書、指針等の改訂に伴い、新たな検討が必要と認められる項目の追加により費用増となる場合。
- ④ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

(2) 留意事項

設計図書の変更・指示は、下記の事項に留意すること。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を確認し、設計図書の変更が必要な場合は、「協議」すること。
- ② 受発注者は、設計図書を変更する必要性を明確にし、設計図書の変更に伴う「協議」、「指示」等は、書面（打合せ簿）で行うこと。
- ③ 「協議」、「指示」の結果として、受発注者協議の基、金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ④ 設計図書の変更の手続は、津市建設工事等における契約変更等手続き要領に準拠し、適切に対応すること。

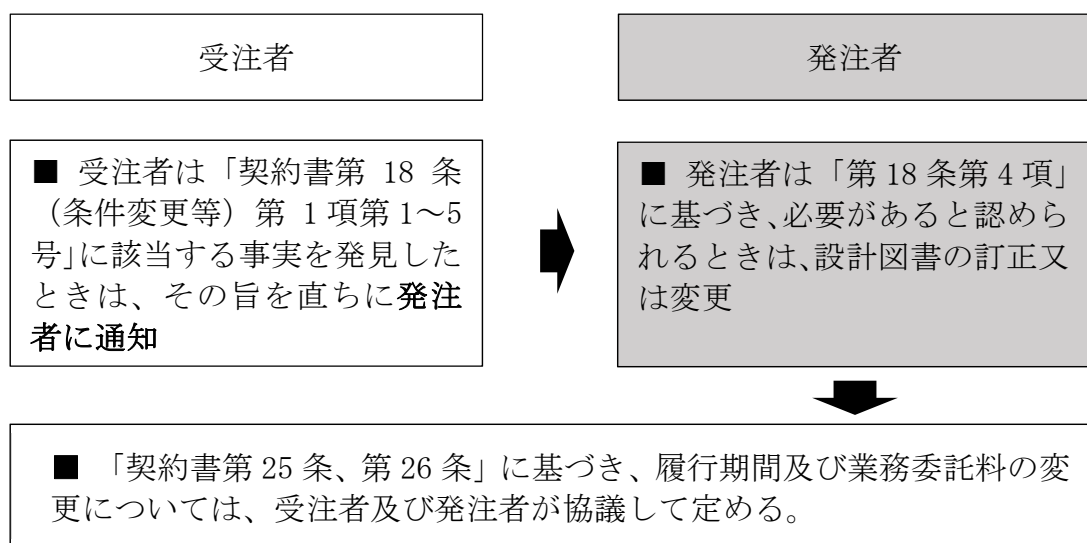
(3) 設計変更の対象となり得る主な事項

	設計変更の対象となり得る主な事項	契約書
①	・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合	第 18 条第 1 項第 1 号
	・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	第 18 条第 1 項第 2 号
	・設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条第 1 項第 3 号
	・履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違する場合	第 18 条第 1 項第 4 号
	・設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条第 1 項第 5 号
②	・(1)のほか、発注者が必要であると認めるときの設計図書等の変更をする場合	第 19 条
③	・受注者の責めに帰すことができない事由により業務の中止又は一時中止をする場合	第 20 条 共仕 設計 第 1124 条 測量、地質 第 125 条
④	・受注者の請求による履行期間の延長をする場合	第 23 条 共仕 設計 第 1123 条 測量、地質 第 124 条
⑤	・「設計図書の点検」の範囲を超える場合	共仕 設計 第 1105 条 測量 第 107 条 地質 第 106 条

上記以外でも、契約書では、設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務（第 17 条）、業務に係る受注者の提案（第 21 条）、発注者の請求による履行期間の短縮等（第 24 条）において設計変更する場合があることを規定している。

設計変更の対象となり得る主な事項 (1)～(5) については、次頁以降に、設計変更に必要な手続きや具体的な事例を示す。

① 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～5 号に該当する場合の手続き



■ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号

受注者は、設計図書が一致しない事実を発見したときは、直ちに発注者に通知し、発注者は、通知された内容を確認し必要があると認められる場合は、設計図書の訂正又は変更を行う。

【具体的な事例】

- ア 図面と仕様書の設計条件等や数量総括表の記載が現場と一致しない場合。
- イ 設計図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない場合。

■ 契約書第 18 条第 1 項第 2 号

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には、発注者は設計図書を訂正する必要がある。受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要があると認められる場合は、設計図書の訂正又は変更を行う。

【具体的な事例】

- ア 貸与された資料を確認したところ数量に誤りがあった場合。
- イ 必要な工種の設計について、設計図書に明示がなかった場合。
- ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった場合。 等

■ 契約書第 18 条第 1 項第 3 号

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行に当たってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要があると認められる場合は、設計図書の訂正または変更を行う。

【具体的な事例】

- ア 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった場合。
- イ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない場合。
- ウ 検討数量が一式計上となっており、検討項目や設計条件、数量が不明確であった場合。等

■ 契約書第 18 条第 1 項第 4 号

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、又は、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要があると認められる場合は、設計図書の訂正または変更を行う。

【具体的な事例】

- ア 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた場合。
- イ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった場合。
- ウ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等が契約期間内に履行ができなかった場合。
- エ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等が契約期間内に履行ができなかった場合。
- オ 設計業務等を進めるにあたって、協議相手からの条件により設計が変更になった場合。
- カ その他、新たな制約等が発生した場合。等

■ 契約書第 18 条第 1 項第 5 号

設計図書に履行条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合には、受注者は直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要があると認められる場合は、設計図書の訂正又は変更を行う。

【具体的な事例】

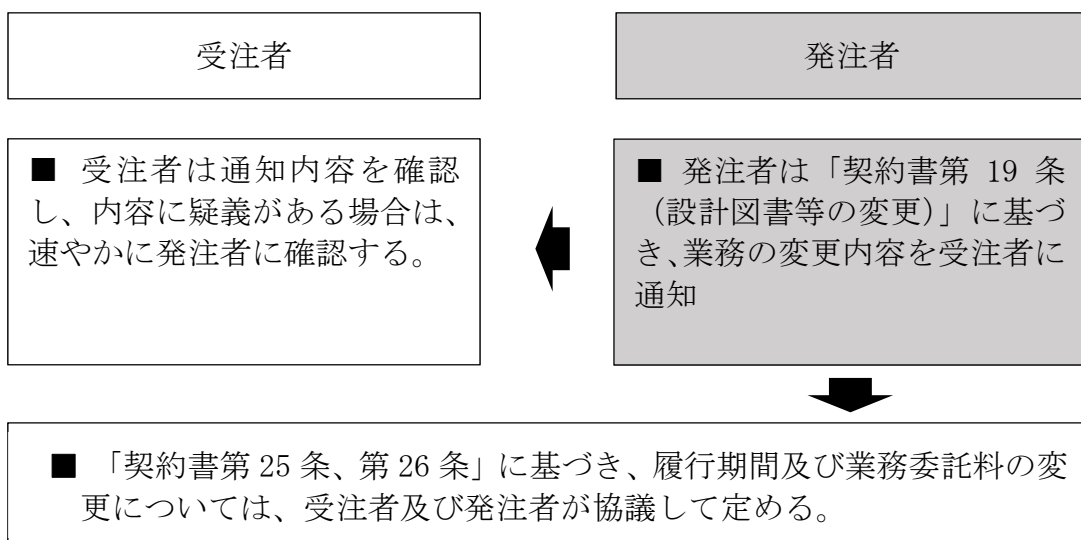
ア 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった場合。

イ 地質調査中に不明管等を発見し、追加の調査が必要となった場合。

ウ 業務期間中に関係法令、基準等が変更となった場合。 等

② 発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続(契約書第 19 条)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の条件を十分に検討した上で業務を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書等を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。発注者は、設計図書等の変更が必要であると認められる場合は、変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。



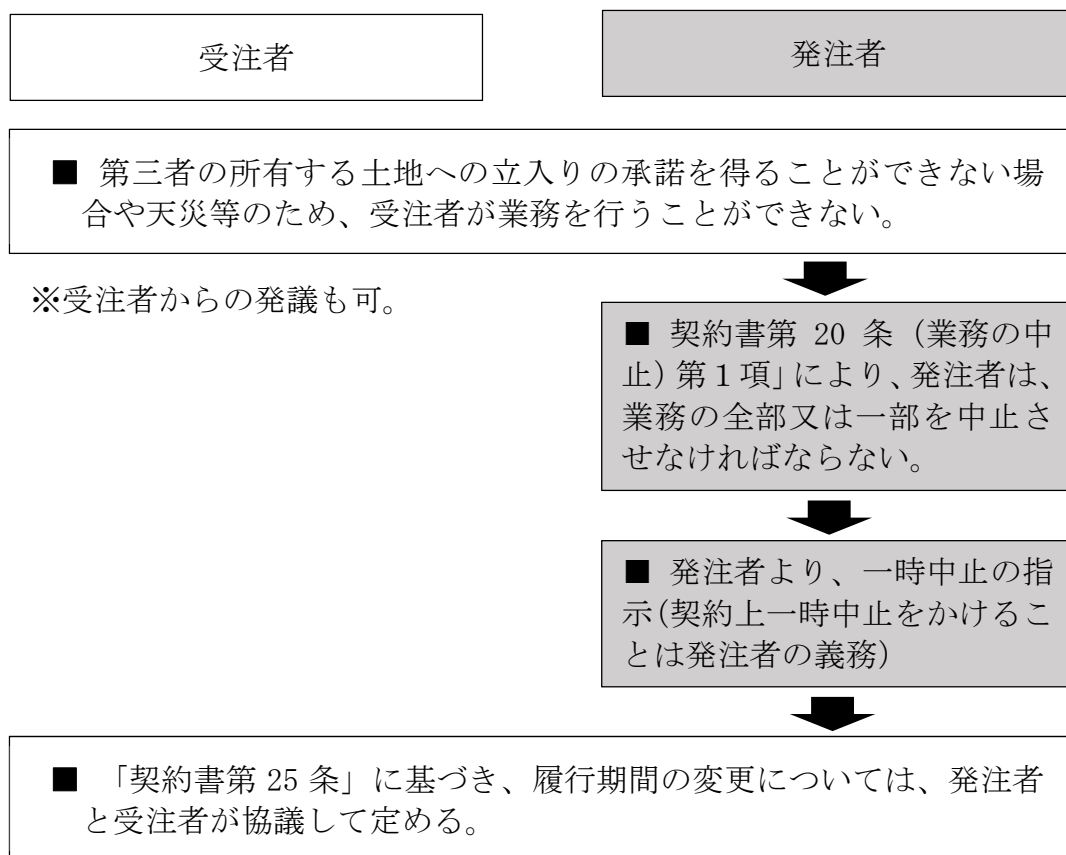
【具体的な事例】

- ア 設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更する必要性が生じた場合。
- イ 契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要性が生じた場合。
- ウ 設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった場合。
- エ 設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や当初必要と考えていた工種が不要となった場合。
- オ 設計検討の結果、設計延長や数量を変更する必要性が生じた場合。
- カ 建築設計で、当初に明示はないが関係機関との協議により、模型の作成をする必要性が生じた場合。

等

③ 受注者の責めに帰すことができない事由により業務の中止又は一時中止する場合の手續(契約書第 20 条、共仕 設計第 1124 条、測量・地質第 125 条)

- 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出。

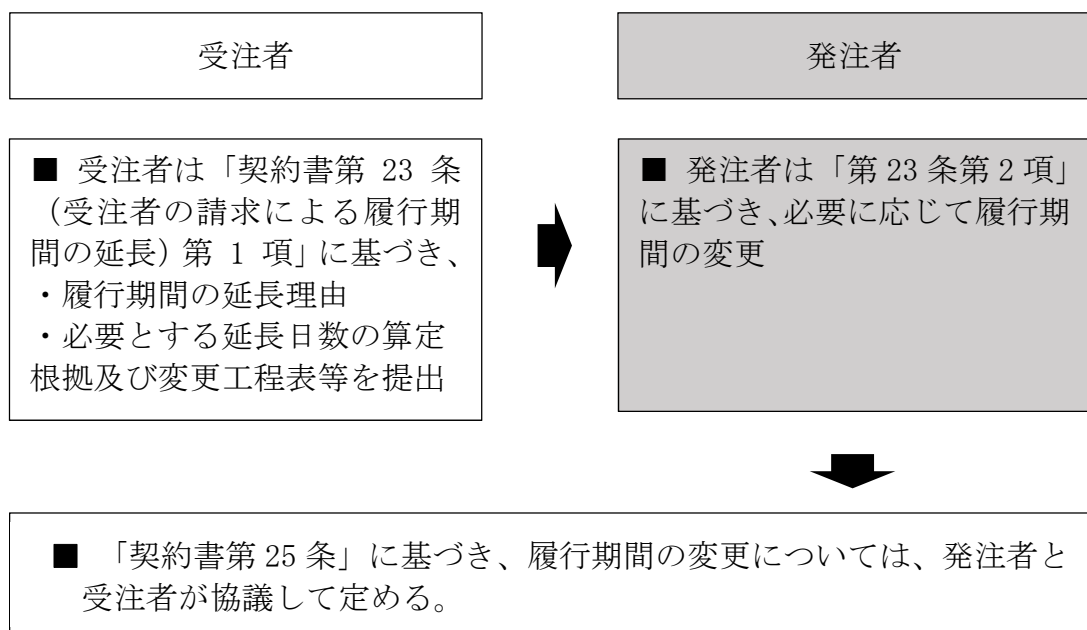
【具体的な事例】

- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合。
- イ 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合。
- ウ 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった場合。

等

④ 受注者の請求による履行期間の延長をする場合の手続（契約書第 23 条、共仕 設計第 1123 条、測量・地質第 124 条）

- 受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行う。



【具体的な事例】

- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合。
イ 天災等により業務の履行に支障が生じた場合。

等

- ⑤ 「設計図書の点検」の範囲を超える場合（共仕 設計第 1105 条、測量 第 107 条、地質 第 106 条）

■ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があります。

【具体的な事例】

ア 提示された過去の調査報告書に加え、新たに追加調査や詳細な検討が必要となった場合。

イ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。

ウ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することが必要となった場合。

等

4 設計業務等の変更の対象とならないケース

(1) 基本事項

下記のような場合において、原則として、契約書第 25 条及び第 26 条の変更ができない。ただし、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない場合にはこの限りではない。（契約書第 27 条（臨機の措置））

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
- ② 発注者と「協議」はしているが回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 契約書、設計図書及び共仕に定められている所定の手続を経ていない場合。（契約書第 18 条～第 26 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条等）
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。

5 設計業務の業務環境改善に向けた取り組み

『ウィークリー・スタンス』

(1) 目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、業務を円滑かつ効率的に進めるために受発注者間相互の業務に取り組む目標を定めることをもって、計画的な業務の履行による労働環境の改善を図ることを目的とする。

(2) 対象

設計業務（天候等により進捗が左右されない内業を主とする業務）とし、当該ガイドライン施行以降の発注業務を対象とする。ただし、単価契約は除くこととする。

(3) 取組内容

取組内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることや、業務内容や緊急度などが各業務において異なることから以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ目標を定め実施する。

■ 設定項目（参考）

- ① 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない

【マンデー・ノーピリオド】

- ② 休前日（金曜日）は新たな依頼をしない【フライデー・ノーリクエスト】

- ③ 勤務時間外に依頼をしない【オーバーファイブ・ノーリクエスト】

- ④ ノー残業デーは定時退庁（退社）を心掛ける

【ノーオーバータイム・デイ】

- ⑤ その他業務環境の改善に資するもの

なお、緊急を要する場合などやむを得ない場合は、「例外」とする。また、業務途中での取り組みの変更も可能とする。

(4) 具体的な進め方

- ① 初回打ち合わせ時に取り組み内容を協議し、定める。

- ② 定めた内容は、監督員及び監理技術者等が打合せ簿で確認し、受発注者間で共有する。

(5) 発注時の対応

設計図書の特記仕様書（設計業務条件一覧表）の業務条件に設『☒ 計業務等の業務環境改善に向けた取り組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）』と記載する。

6 参考資料

(1) 津市設計業務等委託契約約款の条項（抜粋）

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書

等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができな ため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下この条及び第 30 条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

〔注〕 この項は、現場調査業務を委託する場合に適用する。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 22 条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得な

い事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 23 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において発注者は、当該履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 25 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第 23 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 26 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、

受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(2) 三重県業務委託共通仕様書（抜粋）

※契約書は津市設計業務等委託契約約款によるものとする。

① 設計業務等共通仕様書

第 1105 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力

力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2. 監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1121 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 1123 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による設計業務等の中断については、第 1133 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

② 測量業務共通仕様書

第 107 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 122 条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第 117 条第 1 項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合を行う場合
 - (4) 契約書第 30 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 122 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 124 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等

から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 125 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第 134 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

（１）第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合

（２）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不
適当と認めた場合

（３）環境問題等の発生により測量業務の続行が不適當又は不可能と
なった場合

（４）天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合

（５）第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確
保のため必要があると認めた場合

（６）前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3. 前 2 項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

③ 地質、土質調査業務共通仕様書

第 106 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様

書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 122 条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第 117 条第 1 項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 30 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 122 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 124 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 125 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 134 条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない

場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時的な中止を命ずることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。